「三位一体の改革」の状況

1 税源移譲

3 兆円という大幅な税源移譲を実現

所得税から個人住民税(10%比例税率化)へ税源移譲

<政府・与党合意 > (抜粋)

- ・この税源移譲は、平成18年度税制改正において、所得税から 個人住民税への恒久措置として行う
- ・平成18年度予算においては、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する
 - <与党税制改正大綱>(要旨)
- ・個人住民税所得割の税率を一律10%とする (道府県民税4%、市町村民税6%)

【参考】

(補助金改革影響額) (税源移譲額) (差 引) [都道府県] 2 兆 2,800 億円 2 兆 1,800 億円 1,000 億円 [市町村] 7,300 億円 8,300 億円 + 1,000 億円

・平成18年度は、3兆94億円を所得譲与税で譲与

2 国庫補助負担金改革

改革の状況は別紙のとおり

トータルで4兆円を上回る国庫補助負担金改革

国庫負担率の引下げなど、地方の自由度・裁量性が高まらない地方への負担のつけ替えが含まれる

個別の国庫補助負担金について

(1)社会保障分野

国民健康保険(昨年の改革分)

・地方の改革案から除外していた国民健康保険について、 新たな都道府県負担(都道府県調整交付金)を導入

生活保護費負担金

- ・厚生労働省は、地方の改革案から除外していた生活保護費 負担金の負担率の引き下げ等の削減の方向で最後まで主張 結果として負担率の引き下げ等の削減は行われなかった
- ・生活保護の「適正化」に取り組むことが盛り込まれる

<政府・与党合意>(抜粋)

- ・生活保護の適正化について、国は、関係者協議会において地方から提案があり、両者が一致した適正化方策について速やかに 実施するとともに、地方は生活保護の適正化について真摯に取り 組む
- ・その上で、適正化の効果が上がらない場合には、国(政府・与党) と地方は必要な改革について早急に検討し、実施する

児童扶養手当、児童手当

・地方の改革案から除外していた負担金を対象 児童扶養手当の国庫負担率引下げ(3/4 1/3) 児童手当の国庫負担率引下げ(2/3 1/3)

*児童手当の拡充

- ・対象年齢の引上げ(小学校3年生 6年生)
- ・所得制限の緩和(780万 860万円) たばこ税の引上げ及び地方特例交付金により措置

(2)文教分野

義務教育費国庫負担金の取扱い

- ・義務教育費国庫負担金(8,500億円)の削減について、暫定 措置が今回本格実施となった
- ・一方で地方六団体は中学校分の一般財源化を求めたが、結果は、小中学校を通じた国庫負担率引下げ(1/2 1/3)

<政府・与党合意 > (抜粋)

- ・義務教育制度については、その根幹を維持し、義務教育費国庫 負担制度を堅持する
- ・その方針の下、費用負担について、小中学校を通じて国庫負担の割合は三分の一とし、8,500億円程度の減額及び税源移譲を確実に実施する
- ・また、今後、与党において、義務教育や高等学校教育等の在り 方、国、都道府県、市町村の役割について引き続き検討する

(3)施設整備費

建設国債対象の施設費が税源移譲対象に (地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金など11項目、692億円)

税源移譲割合は5割

3 地方交付税

地方交付税(臨時財政対策債含む)は、16年度から18年度の3ヶ年で23.9兆円から18.8兆円へと5.1兆円の減額(地方一般歳出は、大幅な定員削減など4.1兆円の減額)

一般財源ベースでは、17年度、18年度と55.6兆円を確保

< 16.11.26政府・与党合意、骨太の方針2005 > (要旨) ・平成17、18年度においては、地域において必要な行政課題に対し ては適切に財源措置を行い、地方団体の安定的な財政運営に必要

│な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保

4 地方分権改革の継続

政府・与党は、地方分権に向けた改革継続を表明

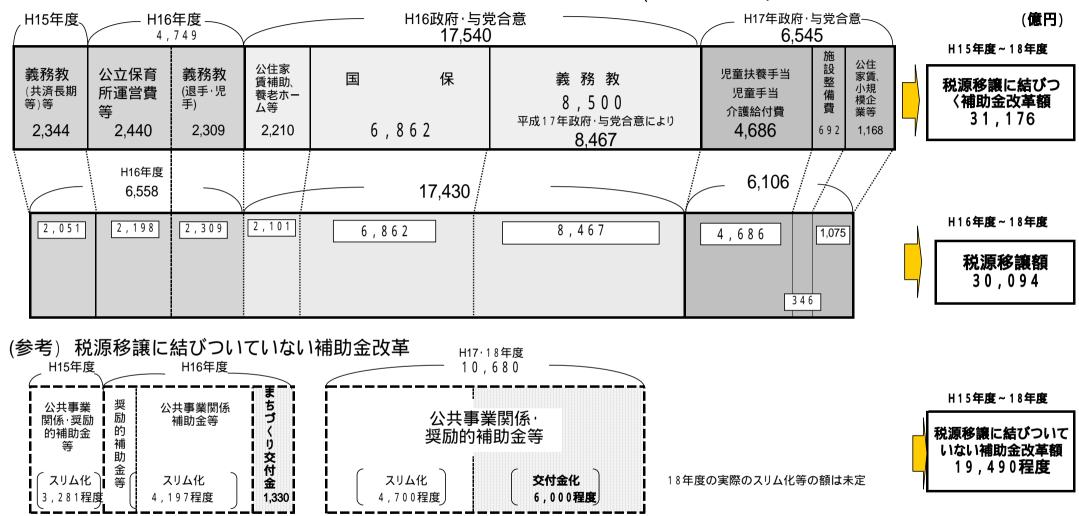
<政府・与党合意>(抜粋)

- ・地方分権に向けた改革に終わりはない
- ・政府・与党としては、18年度までの改革の成果を踏まえつつ、 国と地方の行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方 の自立と責任を確立するための取組を行っていく

<安倍官房長官の発言(17.12.1国と地方の協議の場)要旨>

- ・今後とも真に地方の自立と責任を確立するために改革を行っていく
- ・改革を行っていくに際しまして、こうした場(国と地方の協議の場)が資するのであれば、我々もしっかりとこの場を、これからも続けていきたい

税源移譲に結びつ〈補助金改革のイメージ(概数·億円) [H17.12.18現在]



平成17年度交付金化 額3,430億円程度

- 注1 総務省資料をもとに全国知事会で作成 (端数処理のため合計値が一致しない場合もある)
- 注2 上記の他、平成15年度に高速自動車国道の新直轄方式導入等により930億円が自動車重量譲与税に税源移譲されている。

平成17年度スリム化額 3,011億円程度